職員の給与に関する規程

特定非営利活動法人　ＮＰＯ高知市民会議

平成１１年０６月０４日　制定
平成１２年０６月２９日　改訂
平成１２年１１月３０日　改訂
平成１８年０３月１６日　改訂
平成２７年０２月１９日　改訂
平成３０年０６月２０日　改訂
令和０４年０２月１７日　改訂
令和０５年０３月１６日　改訂

職員の給与に関する規程

第１章 総　則

（適用範囲）

第１条　この規程は、就業規則第４２条に基づき職員の給与に関して定めたものである。ただし、契約、嘱託および臨時職員等別に定める者は除くものとする。

（給与の種類）

第２条　この規程における給与の種類は、次のとおりとする。

（１）　賃金

　ア．　基準内賃金（基本給）

　イ．　基準外賃金（家族手当、通勤手当、超過勤務手当）

（２）　賞与

（賃金の支払方法）

第３条　賃金は、通貨で直接職員に支払う。ただし、職員から申し入れがあった場合は、預金口座への振り込みによって行うことができる。

（賃金の締切日および支払日）

第４条　賃金は、前月２１日から当月２０日までを計算し、当月２５日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に、また、前日が休日に当たるときは前々日とするが、それ以上は遡らない。

（賃金の日割計算）

第５条　賃金計算期間の中途において採用、退職、復職または休職した者の賃金は、日割計算をして支給する。

第２章 基本給

（初任基本給）

第６条　初任基本給は、別表１のとおりとする。

（昇給）

第７条　原則として毎年４月１日をもって、本人の勤務成績および能力等を考課および評定のうえ昇給させるものとし、昇給額は、別表１のとおりとする。その他必要な事項は、その都度理事会にて決定する。

第３章 諸手当

（役職手当）

第８条　役職手当は、別表２のとおりとする。

（家族手当）

第９条　職員に扶養家族がある場合は、職員の申請により別表３のとおり家族手当を支給する。

２　扶養家族とは、所得税法上の要件を満たす者とする。

（家族手当の受給手続き）

第１０条　家族手当を受給しようとする者は、「家族手当受給申請書」を理事長に提出しなければならない。

（通勤手当）

第１１条　通勤手当は、自宅から事務所までの距離が２ｋｍ以上の者に支給する。

２　公共交通機関によって通勤する者については、定期券相当額を支給する。ただし、１か月２０，０００円を限度とする。

３　公共交通機関以外により通勤する場合は、通常通勤する順路による距離により、別表４に定める通勤手当を支給する。

（通勤手当受給の手続き）

第１２条　通勤手当を受給しようとする者は、「通勤手当受給申請書」を理事長に提出しなければならない。

（超過勤務手当）

第１３条　職員が時間外勤務、深夜勤務（割増）および休日勤務に従事したときは、別表５に定める超過勤務手当を支給する。

（基礎時間額）

第１４条　時間外勤務手当および休日出勤手当等の計算に用いる基礎時間額は、別表６のとおりとする。

第４章 賞　与

（賞与）

第１５条　賞与は、業績、本人の勤務状態およびその他を勘案して支給する。

（賞与の支給対象期間等）

第１６条　賞与は、６月１日および１２月１日（以下、「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員において、各基準日の属する月に支給する。賞与の計算対象期間および支給月は、次のとおりとし、支給基準ならびに支給額等については、その都度決定する。

（１）上期（１２月１日から５月３１日まで）　　６月支給

（２）下期（６月１日から１１月３０日まで）　　１２月支給

２　支払日が休日に当たるときはその前日に、また、前日が休日に当たるときは前々日とするが、それ以上は遡らない。

３　前項に定める場合のほか、年度末に、業績、本人の勤務状態およびその他を勘案して支給する。ただし、支給基準ならびに支給額等については、その都度理事会にて決定する。

（改廃）

第１７条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

［附　則］

１．この規程は、平成１１年６月４日より施行し、平成１１年４月１日に遡って適用する。

２．平成１２年６月２９日に「（別表１）初任基本給」を改訂し、平成１２年４月１日に遡って適用する。

３．平成１２年１１月３０日に「（別表１）初任基本給」を年齢別初任基本給に改訂し、平成１３年４月１日より適用する。

４．平成１８年３月１６日に理事会にて、第８条を追加および第７条以下ずれを改訂し、同日より適用する。

５．平成２７年２月１９日に理事会にて、第１５条２項を追加し、平成２７年３月１日より適用する。

６．平成３０年６月２０日に理事会にて、「（別表１）初任基本給」を改訂し、平成３０年４月１日に遡って適用する。

７．令和４年２月１７日に理事会にて、「（別表１）初任基本給」を改訂、「（別表６）賃金表」、第８条を追加および第９条以下ずれを改訂し、令和４年３月２１日より適用する。

８．令和５年３月１６日に理事会にて、第１条の文言修正（「就業規則第４１条」を「就業規則４２条」へ）、「（別表６）基礎時間額」を追加し以下ずれ、第１５条の文言修正、第１６条第２項を挿入および第３項の文言修正（「支給することがある」を「支給する」へ）・第１７条の追記を改訂し、同日より適用する。

（別表１）　初任基本給

区　　分	支　給　月　額
18 才以下	155,000 円
19 才	158,000 円
20 才	161,000 円
21 才	164,000 円
22 才以上	（別表 7）賃金表運用

（別表２）　役職手当

区　　分	支　給　月　額
チーフ手当	25,000 円

（別表３）　家族手当

区　　分	支　給　月　額
配　　偶　　者	12,000 円
配偶者以外の扶養親族のうち２人まで	3,500 円
配偶者のいない職員の扶養家族のうち１人	9,000 円
そ　　の　　他	1,000 円

（別表４）　通勤手当（公共交通機関以外のもの）

区　　分	支　給　月　額
通勤距離が片道 2ｋｍ以上 4ｋｍ未満	3,200 円
通勤距離が片道 4ｋｍ以上 10ｋｍ未満	5,200 円
通勤距離が片道 10ｋｍ以上 15ｋｍ未満	7,400 円
通勤距離が片道 15ｋｍ以上 20ｋｍ未満	9,800 円
通勤距離が片道 20ｋｍ以上	12,500 円

（別表５）　超過勤務手当

区　　分	計　算　方　法
時間外勤務手当	時間外労働時間×基礎時間額×1.25
深夜割増手当	深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで） 勤務時間×基礎時間額×0.25
法定外休日勤務手当	法定外休日勤務時間×基礎時間額×1.25
法定内休日勤務手当	法定休日勤務時間×基礎時間額×1.35

（別表６）　基礎時間額

区　　分	計　算　方　法
基礎時間額	基準内賃金月額÷（年間所定労働時間÷12）

（別表７）　賃金表

【年齢給表】

年齢（満）	年齢給	ピッチ
22	106,000	1,500
23	107,500	1,500
24	109,000	1,500
25	110,500	1,500
26	112,000	1,500
27	113,500	1,000
28	114,500	1,000
29	115,500	1,000
30	116,500	1,000
31	117,500	
32	117,500	
33	117,500	
34	117,500	
35	117,500	
36	117,500	
37	117,500	
38	117,500	
39	117,500	
40	117,500	

【職務給表】

号俸	職務給
1	68,500
2	70,000
3	71,500
4	73,000
5	74,500
6	76,000
7	77,500
8	79,000
9	80,500
10	82,000
11	83,500
12	85,000
13	86,500
14	88,000
15	89,500
16	91,000
17	92,500
18	94,000
19	95,500

41	117,500	
42	117,500	
43	117,500	
44	117,500	
45	117,500	
46	117,500	
47	117,500	
48	117,500	
49	117,500	
50	117,500	
51	117,500	
52	117,500	
53	117,500	
54	117,500	
55	117,500	
56	117,500	
57	117,500	
58	117,500	
59	117,500	
60	117,500	

20	97,000
21	98,500
22	100,000
23	101,500
24	103,000
25	104,500